

中部運輸局 交通政策部

令和6年11月22日 発表

問合せ先

中部運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課

担当:杉山、山本 Tel 052-952-8047

「ジェンダー主流化」の取組に関する座談会を開催します！

（「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことです。）

国土交通省では、本年7月25日、交通分野の取組にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の推進について、国際的な議論を国内に紹介するための、「ジェンダーと交通セミナー」を開催したところですが、今回、中部運輸局においても、「ジェンダー主流化」の取組みの一環として、交通・観光分野でご活躍をされている女性の方々等にお集まりいただき、女性の顧客の満足度を高めるためのサービスや工夫、女性従業員の採用・幹部への登用を促進する取組等についてご意見をいただき、好事例を発信するとともに、施策への反映に繋げていくため、この度、以下の座談会を開催しますのでお知らせします。

【日 時】

・令和6年12月12日（木） 15時30分～17時00分

【会 場】

・名古屋合同庁舎第1号館 11階 運輸大会議室（名古屋市中区三の丸2-2-1）

【参加者】

- ・鉄道、自動車、海事、観光等の各事業分野で活躍する女性の経営者・幹部・従業員
- ・ユーザーを代表する立場での女性（婦人団体等）
- ・中部運輸局長 等

【テーマ】

- ・女性が利用しやすい商品やサービスの開発・提供事例
- ・ジェンダーについての会社の基本的な方針や考え方
- ・女性のニーズに着目するメリット
- ・ユーザーの視点、サービス提供側の視点
- ・女性の登用・職場の多様化のメリット など

【取材について】

- ・撮影は、局長の挨拶までとさせていただきます。
- ・取材を希望される方は、上記「問合せ先」までご連絡をお願いします。

「ジェンダー主流化」に関する国際社会・政府の動向及び国交省の取組の主な経緯

1. ジェンダー主流化の定義

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定（令和5年12月26日一部変更閣議決定）では、「あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと」とされている（※1）。

2. 国際社会の動向

- 1975年以降、女性の地位向上を目的として、国連世界女性会議が開催。1995年の第4回国連世界女性会議（北京会議）で採択された北京宣言及び北京行動綱領において、ジェンダー平等の達成を目的に、ジェンダー主流化の概念が提唱された（※2）。
- 2015年、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における持続可能な開発目標（SDGs）の1つに「ジェンダー平等」が掲げられた（※3）。
- 近年、OECD、国際交通フォーラム（ITF）、G7、APEC、COP、WEFなどの国際的な枠組で政策が議論される際に、ジェンダーが重要テーマの1つに位置付けられており、交通政策の分野でも同様の状況。各国においてジェンダーの主流化の取組が進められている。

3. 政府の動向

- 「第5次男女共同参画基本計画」において、「ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、（…中略…）これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する」とされている。
- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、「女性と男性では交通機関の利用の仕方やニーズに違いがあることを踏まえ、女性の移動ニーズを取り入れた交通サービスの提供や、交通分野で働く従業員や管理職及び交通政策の意思決定の場における女性参画の促進の重要性について機運を醸成するため、国際交通フォーラム（ITF）と協力して、「ジェンダーと交通」に関するセミナーを開催する」とされている。

4. 国土交通省の取組

- 令和6年7月25日、交通分野の取組にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の推進について、国際的な議論を国内に紹介するため、「ジェンダーと交通」セミナーを開催。

国際交通フォーラム（ITF）から、国際的な議論や取組を紹介いただくとともに、日本の交通企業の経営幹部から、女性の移動ニーズを取り入れた交通サービスの提供や、交通分野で働く従業員や管理職への女性参画の促進について、各社の取組を共有いただき、今後の課題と展望について議論。

<注釈>

※ 1 国連経済社会理事会による gender mainstreaming の定義（1997 年）

"Mainstreaming a gender perspective is the process of assessing the implications for women and men of any planned action, including legislation, policies or programmes, in all areas and at all levels. It is a strategy for making women's as well as men's concerns and experiences an integral part of the design, implementation, monitoring and evaluation of policies and programmes in political, economic and societal spheres so that women and men benefit equally and inequality is not perpetuated. The ultimate goal is achieving gender equality."

「ジェンダー視点の主流化とは、法律、政策、事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組みが及ぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスである。それは、政治、経済、社会の領域のすべての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が永続しないようにするための戦略である。究極的な目的は、ジェンダー平等の達成である。」

※ 2 北京宣言、北京行動綱領における関連規定（例）

北京宣言 19 項：あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。

北京行動綱領 189 項 あらゆるレベルの権力及び意思決定の分担における女性及び男性の間の不平等に対処するに当たり、政府その他の行為者は、決定がなされる前に、それが女性及び男性それぞれに与える影響の分析が行われるように、すべての政策及び計画の中心にジェンダーの視点を据える、積極的で目に見える政策を促進すべきである。

※ 3 持続可能な開発目標（SDGs）目標 5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う